

○自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）（令和2年8月5日国自審第737号）

令和8年1月9日改正

国自審第2150号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1. 自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。） 第3条第1項第2号の「国土交通大臣が定める場合」は、次の(1)から <u>(6)</u>までに掲げる場合とし、同号の「国土交通大臣が定めるもの」は、 それぞれ(1)から<u>(6)</u>までに定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> 申請（自動車製作業者等が行うものに限る。）に係るプログラム等の 改変により改造される自動車（法第75条第1項の規定によりその型式 について指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを 受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車 特別取扱を受けた自動車であって、構造、装置又は性能が変更された もの（多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車又は新型届 出による取扱いを受けた自動車にあっては、当該多仕様自動車型式指 定又は当該新型届出に係るものに限る。）に限る。）であって、当該 自動車が同一の型式であり、かつ、同一の構造、装置及び性能を有す るものであることをその自動車製作業者が証明するものの装置（多仕様 自動車型式指定による取扱いを受けた自動車又は新型届出による取扱 いを受けた自動車にあっては、当該多仕様自動車型式指定又は当該新 型届出に係るものに限る。）に当該改造のためのプログラム等が組み 込まれる場合 当該改造のためのプログラム等が組み込まれる装置を 取り付けた自動車の型式（多仕様自動車型式指定による取扱いを受け</p>	<p>1. 自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。） 第3条第1項第2号の「国土交通大臣が定める場合」は、次の(1)から <u>(5)</u>までに掲げる場合とし、同号の「国土交通大臣が定めるもの」は、 それぞれ(1)から<u>(5)</u>までに定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>（新設）</p>

<p>た自動車又は新型届出による取扱いを受けた自動車であって当該自動車の型式が多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車の型式と同一であって、当該改造により当該自動車の装置（当該多仕様自動車型式指定に係るものを除く。）の構造及び性能に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては、当該多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた全ての自動車の型式）</p> <p>2. (略)</p> <p><u>附則（令和8年1月9日国自審第2150号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 本改正規定は、令和8年1月11日から施行する。</u></p>	<p>2. (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---------------------------